

## 《鳴門市農業委員会 10月総会 議事録》

開催日時 令和元年10月28日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	4番	金田 善雄
6番	齋藤 はつ子	7番	柴田 精治	8番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	仲須 眞理	12番	長谷目 隆
13番	濱堀 秀規	14番	林 博子	15番	板東 幸雄
17番	増金 義文	18番	松村 多美子	19番	向 栄治
20番	八木 健治				

欠席委員

3番	小田 常雄	5番	木下 茂	9番	手塚 弘二
16番	藤本 詳治				

### 議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	所有権移転	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について		3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について		5件

### 報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③非農地証明願について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年10月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員16名、欠席委員4名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長様にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は、4番 金田委員、7番 柴田委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第1号』について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認いたします。

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 2. 農地法第4条の規定による許可申請について 3件 >  
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

事務局係長 地元委員の齋藤さんが欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。(遅刻で出席)  
申請地は、板東公民館の南西に位置する農地です。  
申請人は、申請地の北側に住宅敷地として一体的に利用していました。  
今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。なお、今後は無断での転用行為は行わない内容の始末書も提出しております。  
計画については、現状のまま住宅敷地として利用する計画であり、雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、板東公民館の南西に約270mに位置し、住宅地に分断された10ha未満の広がりのない小規模農地で、第2種農地に該当します。  
申請人は、申請地の北側に住宅を所有しており、申請地に物置を建築して住宅敷地として一体的に利用していました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。  
計画については、現状のまま住宅敷地として利用する計画であり、雨水については地下浸透にて対処する計画です。  
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんお願いします。

八木委員

申請者の●●さんは、祖父の代から乳牛を飼育していましたが、現在は行っておりません。

申請地は、鳴門市人権福祉センターの北に位置する農地です。

申請地は農業用資材置き場として利用されてきました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にするための転用許可申請となっております。なお、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

計画については、現状のまま農業用資材置場として利用する計画であり、雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門市人権福祉センターから北へ230mに位置し、10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。

申請地は平成15年頃から農業用資材置場として利用されてきました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

第1種農地であることから農地転用等の制限が準用される土地ですが、地域の農業の振興に資する施設については、農地転用の不許可の例外に該当します。

計画については、現状のまま農業用資材置場として利用する計画であり、雨水については地下浸透にて対処する計画です。

他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。  
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんお願いします。

八木委員

先ほどの申請番号2番の農地の北側にある農地です。

申請地は昭和40年農頃から農業用施設用地として利用していました。現在は農業用作業用地です。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にするための転用許可申請となっております。なお、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

計画については、現状のまま農業用施設用地として利用する計画であり、排水については申請地北側水路と道路側溝に排出し、地元土地改良区の同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門市人権福祉センターから北へ約280mに位置し、宅地に囲まれた10ha未満の第2種農地に該当します。

申請地は昭和40年頃から農業用施設用地として利用しています。現在は平成17年6月に建築した農業用作業場敷地です。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

計画については、現状のまま農業用施設用地として利用する計画であり、排水については申請地北側水路と道路側溝に排出する計画であり、地元土地改良区の同意を得ています。

他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。  
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農地法第5条許可申請 5件 >  
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席のため、事前にご意見を伺っておりますので、発表させていただきます。

申請地は、ドイツ村公園の南西に位置する農地です。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人が高齢化して、世話が必要となったため近い場所に新築したいと考えて本申請となりました。

なお農地法の手続きを経ずに駐車場として利用していることが判明したため、始末書を提出しております。

事業計画では、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して隣接する農地への被害防除を図ります。排水については浄化槽から集水枡を経由し、既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。周辺農地への影響も軽微であることなどから許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、ドイツ村公園から南西へ約180mに位置する農地であり、県道鳴門池田線と宅地等に分断された市街化調整区域内10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人が高齢化しており、世話が必要となってきたため譲渡人に近い場所に新築したいと考えて申請地を住宅敷地として転用することとなりました。

なお申請地については農地法の手続きを経ずに駐車場として利用していることが判明したため、始末書を提出しております。

造成については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設

して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については浄化槽から新設の集水枡を経由し、申請地北側に存在する既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。

また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。

事業資金計画も妥当であり他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号2番及び3番の案件について地元委員さんからご意見を願います。

事務局係長

こちらにつきましても、地元委員の手塚さんが欠席のため、事前にご意見を伺っておりますので、発表させていただきます。

申請地は、霊山寺の北東にある農地です。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にはフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、霊山寺の北東約800mに位置する農地であり、山林と宅地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めることから、今回の申請となりました。

事業計画では、申請番号2番につきましては、太陽光発電パネルを480枚設置、し、49.5kw、また、申請番号3番につきましては、太陽光発電パネルを600

枚設置したうえでの 49.5kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 30 年 5 月に 10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力㈱との電力受給契約も平成 30 年 2 月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲へのフェンス新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 2 番及び 3 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 2 番及び 3 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 4 番の案件について地元委員さんからご意見を申し上げます。

大西副会長

1 番。申請地は、禅定寺の南東に位置する農地です。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設の擁壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、禅定寺の南東約 1200m に位置する農地であり、周囲を住宅地と山林で分断された 10ha 未満の広がりない農地であり、第 2 種農地に該当します。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため賃貸借が成立し、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを 324 枚設置、49.5kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 31 年 3 月に 10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成 31 年 3 月になされております。



事業計画では、ともに砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設のコンクリート壁とフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号4番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号4番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号5番の案件について地元委員さんからご意見をお願いします。

事務局係長               こちらにつきましても、地元委員の手塚さんが欠席のため、事前にご意見を伺っておりますので、発表させていただきます。

申請地は、極楽寺の南西に位置する農地です。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長               申請地は、極楽寺の南西約750mに位置する農地であり、周囲を県道 鳴門池田線と宅地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため売買が成立し、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを288枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和元年7月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成31年3月になされております。

す。

事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲にはフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号5番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号5番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。  
次に『議案第4号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長               <4. 報告事項      6件>  
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について      4件  
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について      1件  
③ 非農地証明願について                                      1件

谷口会長                   ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   それでは『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございますか。  
それでは、これをもちまして令和元年10月の総会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会   14時30分  
令和元年10月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 金田 善雄

議事録署名者 柴田 精治